

川下小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月
岩国市立川下小学校

目 次

いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめの定義

1 いじめとは ～「いじめ防止対策推進法」による

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの構造、特徴
- (3) 重大事態

2 いじめの対応に関する基本的な考え方

- (1) 市・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進
- (2) 対応の視点
- (3) 学校における基本姿勢

3 いじめの防止等のための具体的な取組

(1) 未然防止【いじめの予防】

- ① 生徒指導・教育相談の充実・強化
- ② すべての学校教育活動を通じた取組
- ③ 「いじめ対策委員会」による組織的取組
- ④ 家庭・地域との連携

(2) 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

- ① 早期発見に係る学校がとるべき体制
- ② いじめの早期発見に向けた具体的な取組
- ③ 家庭・地域との連携

(3) 早期対応【現に起こっているいじめの対応】

- ① 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立
- ② 対応する上での留意点及び解消について
- ③ インターネットや携帯電話等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応
- ④ 教育相談の在り方
- ⑤ 保護者との連携
- ⑥ 地域・関係機関との連携

(4) 重大事態への対応【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

- ① 重大事態の判断について
 - ② 重大事態への対応
 - ③ 調査委員会の設置
 - ④ 自殺の背景調査について
 - ⑤ 留意すべき事項
- 重大事態発生時の調査等のフロー

いじめ防止等の対策に関する基本理念と方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健康な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのあることから、全ての児童生徒に関係する問題である。

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本方針は、国の基本方針である「いじめ防止のための基本的な方針」、県の「山口県いじめ防止基本方針」、また、岩国市が策定した「岩国市いじめ防止基本方針」を参酌し、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4点への対応の視点から、いじめの根絶に向けた対策等について、岩国市において従前から推進してきた「つながる、広がる生徒指導の推進」を基調とした市、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにし、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

1 いじめとは ～「いじめ防止対策推進法」第2条による

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめの具体的な様態については、「岩国市いじめ防止基本方針」の内容を参照する。

(2) いじめの構造、特徴

- いじめは、「どの子供にも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。
- ・いじめる児童といじめられる児童は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。
- ・けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを慎重に判断する。
- ・暴力を伴わないいじめ、いじりやからかいに関しても、被害児童の心情を最優先し、

軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- いじめは「四層構造」となっている。
 - ・ いじめを受けている児童から見れば、周りではやしたてる児童（観衆）も見て見ぬふりをする児童（傍観者）も「いじめている人」に見える。
 - ・ 四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

※ いじめの四層構造

いじめられている者（被害者）			
いじめている者（加害者）			
周りではやしたてる者（観衆）			
見て見ぬふりをする者（傍観者）			

(3) 重大事態

- 重大事態とは～「いじめ防止対策推進法」第28条による

<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 学校の設置者又はその設置する学校は、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、必要な対応を迅速・的確に行う必要がある。

2 いじめの対応に関する基本的な考え方

(1) 市・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進

- いじめの問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一扫することにつながる。
- 安心・安全な社会づくりに寄与するためにも、市・学校・家庭・地域総がかりでいじめ問題への取組を推進する必要がある。

(2) 対応の視点

- いじめは人権問題であるとの認識のもと、「山口県人権推進指針」が示す、「じゆう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードとする人権に関する取組の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を展開することが重要である。
- いじめは、「いじめは絶対に許されない」「どの子供にも、どの学校にも起こりうる」

との認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。

- ・ 未然防止【いじめの予防】
- ・ 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】
- ・ 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】
- ・ 重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

(3) 学校における基本姿勢

- いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。
- 「現にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努める。
- いじめに対する相談窓口を開き、いじめに関する情報の収集と記録を行い、素早く全教職員へ情報共有が図られる体制を整える。
- いじめであると認知された場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応する。
- いじめの状況について、児童や保護者、地域の方々に公表し検証する機会を設け、いじめ対策の工夫改善に努める。※参観日や学校運営協議会等において

3 いじめの防止等のための具体的な取組

(1) 未然防止【いじめの予防】

① 生徒指導・教育相談の充実・強化

- いじめの問題を解消するためには、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。
 - ア 教職員の資質能力の向上
 - ・ 全ての教職員が「いじめ防止対策推進法」の内容を理解し、いじめ問題に対して適切に対応できるよう、積極的に年に複数回いじめの問題に関する校内研修(事例研究、教育相談等)を実施する。
 - ・ 平成28年8月に国立教育政策研究所から出された生徒指導支援資料6「いじめに取り組む」や、平成30年3月の「全教職員が認識を共有し、主体的に取り組むこと」及び「いじめに関する研修ツール Ver. 2.1」等の資料を使い、積極的に校内研修会(事例研究、教育相談等)を実施する。また、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上に努める。
 - ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。
 - イ 生徒指導部会のもち方
 - ・ 問題行動等の報告・対応にとらわれず、いじめの問題に対する取組等を検証・改善を図る場とする。

- ・ 各分掌・各学年と情報共有を図りながら、定期的を開催することが重要である。
- ウ 教育相談体制の確立
 - ・ すべての児童の能力を最大限に発揮できるように、開発的な援助の機能を重視することが大切である。
- エ 児童の行動観察
 - ・ 給食時、休憩時間、清掃活動、クラブ・委員会活動等、できるだけ児童とふれあう機会を増やし、児童の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。
- オ 児童の心の理解
 - ・ 日常の行動観察、日記、いじめ相談アンケート、生活アンケート、学校環境適応調査「Fit」等を通して、児童の心を多面的に理解するよう努める。
- カ 家庭・地域社会との連携
 - ・ 開かれた学校づくりに努め、家庭・地域社会と一体となった学校運営を行う。

② すべての学校教育活動を通じた取組

- 児童の自治的な学級活動、児童会活動等を通して、他者の考え等を尊重しながら、自分の考えを発言できる支持的風土の醸成に努める。
- 地域行事等も含めた様々な体験活動を通して、児童が魅力を感じ、楽しい学校になるよう、絆づくりや居場所づくりに努める。
- ア 各教科・総合的な学習の時間
 - ・ 児童と教職員相互の信頼関係により、教育効果を高めることを目指す。
 - ・ 教員は授業の中で児童の考えや意見を引き出し、それを大切にしていって授業づくりを行う。
 - ・ 認め合ったり支え合ったりできる授業の雰囲気づくりを整える。
- イ 道徳教育
 - ・ 道徳科の授業で「いじめ」に関わる題材を扱うときには、学校や学級の実態に応じた指導を工夫する。
 - ・ 道徳科の授業を通して、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。
 - ・ いじめ問題を取り扱うことにより、人権意識を高めたり人権感覚を磨いたりする絶好の場として生かす。
 - ・ いじめが背景にあるとする自殺が社会問題化していることを踏まえ、「生命の尊さ」「よりよく生きる喜び」等についても、学びを深めていく。
- ウ 特別活動等
 - ・ 学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動及びクラブ・委員会活動において、一層主体的に取り組めるような場を設定する。
 - ・ お互いを尊重し合える集団作りを目指して、「川下小チャレンジ目標」を代表委員会（各学級と各委員会の代表者が出席）にて決定し、意識付けをする。
 - ・ 他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜び等の体験を通じて、自分とは違

った他者の価値を認める集団規範の醸成に努める。

- ・ 幅広い人間関係を育む場として、縦割り班清掃やクラブ及び委員会活動、児童集会等異年齢の集団における活動を充実させる。
- ・ A F P Y (Adventure Friendship Program in Yamaguchi) や多様な体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係調整力等を育む取組を推進する。

エ 情報モラル教育

- ・ 一度ネット上に拡散したいじめに係る画像等の情報を消去することは極めて困難であり、いじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること、またインターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ること等を理解させるなど、情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

③ 「いじめ対策委員会」による組織的取組

- 本校に「いじめ対策委員会」を設置し、組織的な対応を図る。「川下小学校いじめ防止基本方針」に基づく年間計画を作成・実行し、P D C Aサイクルによる日常的な評価・検証・改善に取り組む。
- 学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点から捉え直し、主体的かつ機動的な組織となるよう位置づけ、状況に応じて緊急会議等を開き、問題の解決に当たる。
- 重大事態発生時において、調査の主体を学校が担う場合には、岩国市教育委員会(以下、市教委という)の指導・助言のもと、この組織を母体としつつ、当該事案の状況に応じて適切な専門家等を交えて調査を行う。

④ 家庭・地域との連携

- いじめの問題は、学校と家庭・地域社会との緊密な連携の上に、協働して解決を図る。
- さらに学校を家庭・地域社会に開かれたものにしていく。
- 「川下小学校いじめ防止対策基本方針」は、本校のHPへ掲載し、保護者や地域住民が容易に確認できるようにするとともに、必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者等に説明を行う。
- 家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報に対し、学校は誠意のある対応を行う。

ア 保護者との連携

- ・ 日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。
- ・ いじめに関する相談窓口の広報及び周知を図る。

イ 地域社会との連携

- ・ 日頃の学級・学校での生活の状況等について、家庭・地域社会に定期的に提供する。

- ・ P T Aはもとより、学校運営協議会、地域協育ネット、岩国市青少年育成市民会議をはじめとして各地区健全育成協議会等の関係団体とともに、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

ウ 中学校区内の連携

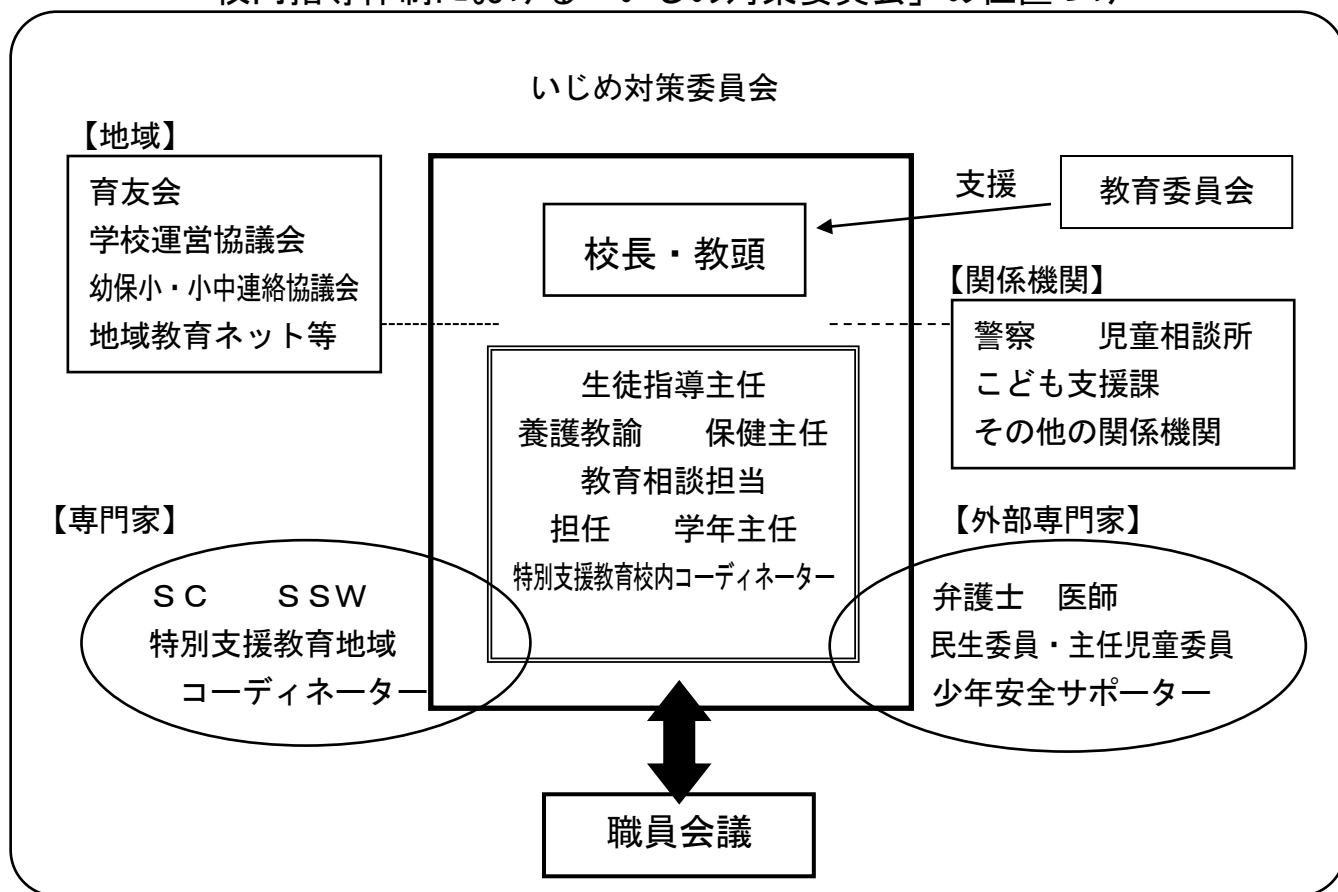
- ・ 川下中学校区いじめ防止宣言「あったか宣言」と共に、岩国・和木いじめ防止スローガン「みんなが主役～さりげなく手をさしのべて～」(令和2年8月21日 岩国・和木いじめ問題子どもサミットにて)についても、広く周知させる。

(2) 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

① 早期発見に係る学校がとるべき体制

- いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して指導を行うことが大切である。
 - ・ すべての教職員が、いじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめ問題に適切に対応できるように資質向上を図るための研修を深める。
 - ・ 学級担任だけでなく、専科教員等との連携を密にし、児童の些細な変化にも早期に気付けるようにする。
 - ・ 生徒指導主任、教育相談担当、学年主任、保健主任はもとより、養護教諭、特別支援教育校内コーディネーター、栄養教諭、学校事務職員等、全ての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全体をきめ細かく把握することに努める。
 - ・ 学校評価、授業評価、短い間隔で実施するいじめ相談アンケート、定期に行う生活アンケート、学校環境適応調査「Fit」等により、児童や保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
 - ・ 児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で共有を図る。
 - ・ 教育相談担当や養護教諭、特別支援教育校内コーディネーターを生徒指導に関する校内組織に加えるなど、校務分掌上適切に位置付ける。スクールカウンセラー(以下、SCという)やスクールソーシャルワーカー(以下、SSWという)等の専門家と緊密な連携を図ると共に、組織や構成員の存在を児童、保護者に周囲の援助を求めることができる窓口として広く知らせる。
 - ・ 「いじめ対策委員会」の構成員については、既存の「生徒指導部会」等の組織を活用して、いじめ防止等について実効的に対応できる組織とすることが重要であり、いじめ防止対策推進法の第14条の趣旨を踏まえて以下の組織を設置し、校務分掌上に位置付ける。

校内指導体制における「いじめ対策委員会」の位置づけ



② いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 何よりも大切なことは、児童や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておくことが肝要である。
- 児童との信頼関係に基づき、絆やつながりを深める心の教育を推進し、指導の徹底を図る。
 - ・ 1日の時程表を見直すなどして、児童とのふれあいの時間を確保する。
 - ・ いじめが潜在化、偽装化している現代的傾向を鑑み、日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチすることに努める。
 - ・ 平素から、児童に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
 - ・ 日常の行動観察や日記、いじめ相談アンケートや生活アンケート、学校環境適応調査「Fit」等客観テストの実施等により、内面の変化をとらえる。
 - ・ 短い間隔でのいじめ相談アンケートや、定期に行う生活アンケート、学校環境適応調査「Fit」等客観テストの結果を活用した個別の教育相談を実施する。
 - ・ 教育相談室等では他の児童のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるように努める。

② 指導上の配慮が必要な児童への対応

- 様々なケースで、配慮が必要な児童に関しては、当該児童のニーズや特性を正しく理解するとともに、細心の注意を払いながら、共感的に心のケアに努める。
 - ・発達障害を含む、障害のある児童が関わる場合。
 - ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童が関わる場合。
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童が関わる場合。
 - ・震災や原子力発電事故により避難している被災児童が関わる場合等。

③ 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。
 - ・学校評価等を活用し、保護者の生の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図るとともに、様々な取組が実効的なものになっているかどうかを点検し、必要に応じて見直す。
 - ・地域にある商店やコンビニエンス・ストア、自動販売機の周辺、ゲームセンター等、児童がよく立ち寄る場所については、岩国市街頭補導活動をはじめ、岩国市青少年育成市民会議ならびに川下地区青少年健全育成協議会等と連携して、川下地区安全防犯パトロール等組織的な巡回指導等を行う。
 - ・種々の地域活動において学校が中心となり、いじめ問題に関わる広報・啓発活動を行う。
 - ・地域行事や各種の催事などに児童の積極的な参加を促す。

(3) 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

① 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- 迅速・的確かつ組織的な対応が求められる。
- 「いじめ対策委員会」にSCやSSW等の専門家を加え、早期解決に資する取組をより実効的に行う必要がある。
- 必要に応じて、外部専門家の活用も想定する。
- いじめは、学校として情報の共有等を基に、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していくことが重要となる。
 - ・事実関係の確認…いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り等により、状況等の詳細を確認する。
 - ・「いじめ対策委員会」を開き、協議する。（場合により、職員会議の開催）
 - ・いじめられている児童への対応…信頼関係にある教職員が担当する。
 - ・いじている児童への対応…複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。

- ・ 周囲の児童（観衆・傍観者）への対応…複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。
- ・ いじめられている児童の保護者への対応…学級担任が主に担当するが、必要に応じて、学年主任・教育相談担当・管理職等複数で誠意をもって対応する。
- ・ いじめている児童の保護者への対応…面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任・生徒指導主任・管理職等の複数で対応する。
- ・ 育友会等への働きかけ（必要な場合）…管理職が担当する。
- ・ 教育委員会、関係諸機関との連携…管理職・生徒指導主任が担当する。

② 対応する上での留意点及び解消について

- いじめられている児童への対応
 - ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。
 - ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- いじめている児童への指導
 - ・ 当事者だけでなく周りの児童からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
 - ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
 - ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。
- 周囲の児童（観衆・傍観者）への指導
 - ・ 周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになる。
 - ・ もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。このような中で、いじめを報告してきた児童があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその児童が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮が必要である。
- いじめ解消後のアフターケア
 - ・ 一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識が重要である。

※「いじめの解消」基準の要因は、被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していること、被害児童が心身の苦痛を感じていないこととする。

- ・ 関係児童の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応が不可欠である。

③ インターネットや携帯電話を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）への対応

- インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他人批判、他者の個人情報の流出等のネットいじめについても、基本的な対応は同様である。
- いじめられている児童からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認する。
- 具体的な対応策を提示し、速やかに対応することで、被害の拡大を最小限に抑える必要がある。
- ただし、一度ネット上に拡散したいじめに関する情報は、消去が困難な実態を理解させ、発達段階に応じた情報モラルを継続していくこととする。

④ 教育相談の在り方

- いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援については、教育相談機能の充実が不可欠である。
- 教職員の教育相談に係る資質能力向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するＳＣと連携した個別支援が必要である。
- いじめている児童がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けたＳＳＷによる保護者等への個別支援について、積極的な活用を図る。
 - ・ いじめられている児童に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。
 - ・ いじめている児童に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが大切であるが、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導が必要である。

⑤ 保護者との連携

- より高い専門性が必要な場合は、積極的にＳＣやＳＳＷを活用する。
 - ・ 特に、いじめている児童の保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、ＳＳＷを活用した支援を検討する。
 - ・ 解決のために、「学校で行うこと」、「家庭でできること」をはっきりさせ、協力を求める。

⑥ 地域・関係機関との連携

- 学校と地域との連携
 - ・ 開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、学校運営協議会や地域協育ネット等とも連携し、地域ぐるみで対応する仕組づくりを推進する。
 - ・ いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要事項を報告する。

- 学校と関係機関との連携
 - ・ いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を
行う必要がある。
 - ・ 平素から少年安全サポーターや所轄警察署と連携を図り、必要に応じて、協働し
て対応する。

(4) 重大事態への対応 レベル3【重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ】

① 重大事態の判断について

- 認知したいじめのうち、いじめ防止対策推進法に定める「重大事態」に該当する、
または、いじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至
る可能性のあるもの。

重大事態の定義

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生
じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（不登校の定義を踏まえ、
年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると
認めるとき

【いじめ防止対策推進法第28条】

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、
学校がその時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考
えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査する。

② 重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、県方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイド
ライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成2
8年3月文部科学省初等中等教育局）」により適切に対応する。
- いじめられている児童の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に
連携を図り、必要があれば児童への弾力的対応を検討することが必要である。
- いじめられている児童を守るため、必要があれば毅然とした厳しい対応が求められ
る。その際には保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していく
ことが求められる。
- 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、市教委
とも協議をし、対応していくことが肝要である。
- 適切に関係機関との連携を図る必要がある。

※ 別ページ【重大事態発生時の対応フロー図】参照

③ 調査委員会の設置

- 市教委又は学校が、重大事態であると判断したときは直ちに学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととするが、学校の設置者は学校に対し切な支援を行い、場合によっては学校の設置者において調査を実施する。
- 市教委又は学校は、事前に山口県教育委員会が委嘱しているFR（ファミリー・レイションシップ）アドバイザー〔弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・人権擁護委員等からなる専門家〕を構成員として、調査を実施することができる。
- 調査は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して、当該事案への対応や今後の再発防止に資することを目的とする。
- 市教委又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。
- 市長等は、重大事態の報告を受けた後、必要があれば調査組織を設置して、市教委又は学校による調査の結果について調査を行うことができる。その結果は議会に報告する。

④ 自殺の背景調査について

- 児童の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。
- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していく。
- 遺族がより詳しい調査を望む場合、市教委又は学校は、必要に応じて、公平・中立且つ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置する。その際、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士）を構成員として、調査等を実施する。

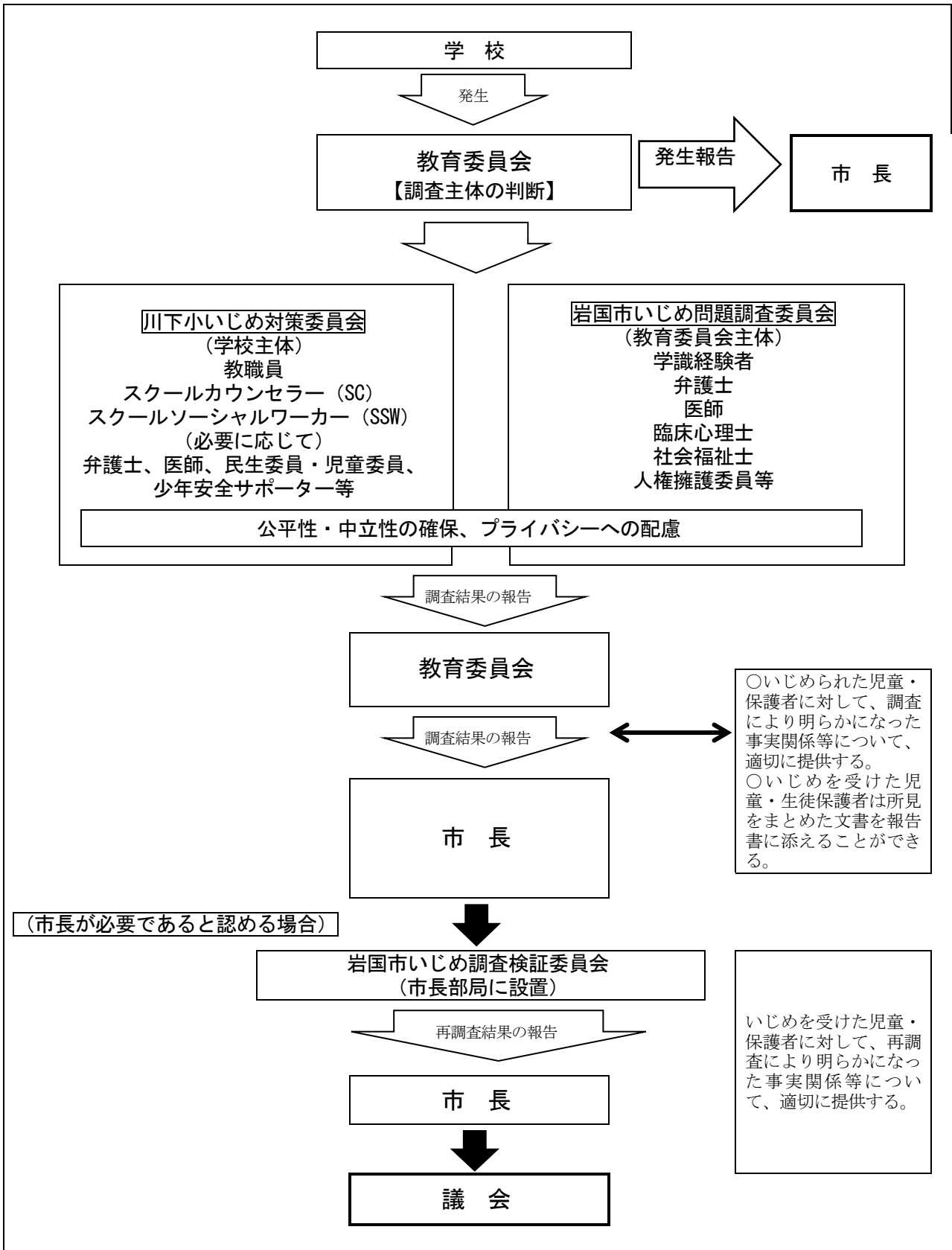
⑤ 留意すべき事項

- 専門家等による調査を実施する際には、学校は、調査委員会等に積極的に資料提供する。
- アンケート調査や児童への聞き取り調査等の実施の要請に対して、協力し、たとえ不都合な事実があったとしても、真摯に向き合っていこうとすることが重要である。
- 児童や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努めていかなければならない。

○ 重大事態発生時の調査等のフロー

※「岩国市いじめ防止基本方針」より

重 大 事 態 発 生



4 取組の年間計画予定（※新型コロナウイルス対策に関する変更には随時対応）

		いじめ対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓	○「川下小いじめ防止基本方針」内容の確認	○学級開き ○代表委員会 スローガン ○遠足（3年） ○情報モラル（5・6年生）	○相談アンケート開始 ○SCによる教育相談 ○いじめ相談窓口の周知 ○身体測定・内科検診 ○児童理解の会①	○学校運営協議会① ○授業参観、学級懇談 ○川下地区幼保小連絡協議会 ○育友会総会「川下小いじめ防止基本方針」説明
5月	D ↓		○1年生を迎える会 ○運動会	○SCによる教育相談 ○内科検診	○川下地区子ども会連絡協議会②
6月	C ↓	○いじめ防止対策連絡協議会①	○避難訓練（不審者） ○遠足（1, 4年） ○全校朝礼、代表委員会 ○綱紀保持委員会	○授業交換 ○内科検診 ○SCによる教育相談	○学校公開？ ○学校運営協議会② ○川下地域マップ作り ○小中一貫教育推進協議会①？ ○通学路清掃（6年）
7月	A ↓	○全教職員による取組評価 ○いじめ防止対策連絡協議会②（SC研修予定）	○綱紀保持研修	○SCによる教育相談 ○児童理解の会②（SC参加予定）	○個人懇談 ○あったか塾 ○川下地区子ども会連絡協議会③ ○学校評価アンケート①（保護者・地域）
8月	P ↓		○綱紀保持研修		○奉仕作業（グラウンド清掃） ○小中一貫教育推進協議会② ○あったか塾
9月	P ↓			○身体測定 ○SCによる教育相談 ○校内教育支援委員会	○授業参観 ○通学路清掃
10月	D ↓		○社会見学（1, 3, 4年） ○自然教室（5年） ○防災訓練（津波） ○全校朝礼、代表委員会 ○薬物乱用防止指導（6年） ○修学旅行（6年） ○遠足（2年）	○生活アンケート実施 ○学校環境適応調査「Fit」実施 ○個別教育相談月間 ○SCによる教育相談 ○授業交換	○学校運営協議会③ ○戦争体験を聞く会 ○いじめそうだん窓口資料配付 ○学校保健安全委員会？
11月	C ↓		○社会見学（5年） ○代表委員会 ○児童集会 ○綱紀保持研修	○SCによる教育相談	○土曜参観日 ○校区内クリーン大作戦 ○昔の遊び集会 ○保護者学校評価アンケート②
12月	A ↓	○全教職員による取組評価	○持久走大会？	○SCによる教育相談	○個人懇談 ○川下地区子ども会連絡協議会④ ○小中一貫教育推進協議会③
1月	P ↓	○いじめ防止対策連絡協議会③	○租税教室（6年） ○全校朝礼 ○避難訓練（火災）	○SCによる教育相談 ○教科担任制 ○身体測定 ○学校環境適応調査「Fit」実施 ○生活アンケート実施	○参観日、6年学級懇談会 ○学校運営協議会④
2月	P へ		○綱紀保持委員会 ○1/2成人式（4年） ○代表委員会 ○6年生を送る会	○個別教育相談月間 ○SCによる教育相談 ○児童理解の会③	○参観日、学級懇談会 ○川下地区幼保小連絡協議会 ○学校運営協議会⑤ ○川下地区子ども会連絡協議会⑤ ○通学路清掃（5年）
3月		○学校関係者評価結果から基本方針の見直し	○SCによるグループカウンセリング（6年） ○代表委員会 ○お別れ式・卒業式	○SCによる教育相談	○R4川下地区子ども会連絡協議会① ○小中一貫教育推進協議会④
通年		○対応策検討 ※いじめが発生した場合は、共通理解を図りながら組織として対応していく。	○分かる授業の充実 ○縦割り班活動（集会・掃除） ○全校朝礼等における校長講話、生徒指導の話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○読書活動の充実	○健康観察、日常観察 ○校内のいじめに関する情報収集（毎週木曜日いじめ相談アンケート実施）	○児童に関する相談 ○川下地区あったかネットあいさつ運動 ○スクールガードによる登下校の見守り ○放課後教室との情報共有

